

退学者の課程博士申請に伴う再入学に関する規程

規定第275号

一部改正 1996年 4月 1日 2002年 4月 1日
2003年 4月 1日 2023年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、法政大学大学院学則第29条に定める、課程博士申請に伴う再入学について、必要な事項を定める。

(再入学の要件)

第2条 再入学できる者は、次の要件をすべて満たしたうえで、退学又は除籍後3年以内に課程博士の学位を申請し、教授会で受理が認められた者とする。

- (1) 博士後期課程に3年以上在学していること
- (2) 標準修業年限相当分の学費を納入していること
- (3) 必要な研究指導を受け、所定の単位を修得していること

2 学位申請の期限については研究科・専攻ごとに別に定める。

(再入学の手続き)

第3条 前条の定めにより再入学する者は、指定された期間中に、論文審査料として11万円を納入し、所定の書類の提出をしなければならない。

(再入学の時期)

第4条 再入学の時期は、春学期又は秋学期の始めとする。

(学費の徴収)

第5条 再入学する者の学費は徴収しない。

(論文審査期間)

第6条 この規程に基づく論文審査期間は、1年以内に終らなければならない。

付 則

- 1 この規程は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 1996年4月1日 第1条を変更
- 3 2002年4月1日 第2条、第4条を変更
- 4 2003年4月1日 第2条を改正施行し、2003年度再入学者から適用する。
- 5 この規程は、2023年4月1日から一部改正施行し、2023年度再入学者から適用する。

(追36)